

滋賀県子ども若者審議会 第1回ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策等検討部会
議事概要

1 開催日時・場所

令和6年5月23日（木）17時30分～19時30分
滋賀県庁本館2階第2委員会室

2 出席委員（五十音順、敬称略）

炭谷部会長、神原委員、菊池委員、斎藤委員、坂下委員、若林委員

3 議題

(1) 淡海子ども・若者プランの改定に係る検討の進め方等について

資料1 資料2

(2) 現淡海子ども・若者プラン取組状況について

資料3

(3) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書の作成に向けて

資料4

(4) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書素案について

資料5

(事務局)

- ・滋賀県子ども若者審議会規則第5条第7項において準用する第4条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となることから、委員数10名中6名が出席していることから、本部会は成立していることを報告。
- ・また、同規則第5条第2項の規定に基づき、審議会会長より炭谷委員が部会長に指名されていることを報告。

(事務局)

<資料1～資料2により淡海子ども・若者プラン改定検討の進め方について説明>

(委員)

- ・資料2に掲載されていない施策について、どのように考えているのか。例えば、ひとり親支援において女性活躍推進課等が実施する就労支援や女性の地位向上に係る取組等、あるいは、貧困対策における住宅施策等。県営の優先入居や家賃補助について住宅課等との連携が必要ではないか。

(事務局)

- ・3ページにその他の施策という部分があり、住宅課等にも確認いただき対応を検討していただく。5年前の資料なので、アップデートも含めて関係所属と連携してまいりたい。

(事務局)

<資料3により現淡海子ども・若者プラン取組状況について説明>

(委員)

- ・生活保護世帯に属する子どもの高等学校等への進学率について、大学等への進学率も重要。ひとり親家庭においては大学等への進学率となっている。高等学校はほぼ進んでいるので、その上の高等教育を基準に考えてもらいたい。子どもの中の格差とならないように。
- ・養育費を受け取っている母子家庭の状況、国と比べて少し高いところ。貧困世帯で貧困から脱する一つの指標として養育費をどれだけ受け取っているかというものがある。数値目標自体が50%というのは貧困を容認している状況になりかねない。せめて3分の2以上に設定するか。併せて母子家庭の暮らし向き、大変苦しいの割合が67%を超える、もっと改善するような数値目標を掲げるべき。

(事務局)

- ・今いただいた視点、素直に課題として受け止める必要がある。数値目標についても、議論の上でどのように反映できるか検討するが、目標設定については国の統計や調査等を踏まえて設定している可能性もあるので確認させていただきたい。暮らし向き、「大変苦しい」の割合が高かったことについて、社会情勢、コロナや物価高騰もあった。課題として踏まえて、議論を深めてまいりたい。

(事務局)

<資料4によりひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書の作成に向けて説明>

※意見なし

(事務局)

<資料5によりひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書素案(たたき台)について説明>

(委員)

- ・ポイントを整理すると現状把握についてと論点(方向性)についての2点。

(委員)

- ・プランを見ていると沢山の良い施策があるが、現場に降りてきていないと感じるのが正直なところ。
- ・就業・自立支援センターにおける相談内容について、当初は就労だけだったが、最近ではよろず相談のような状況。経済的なもの、DV家庭等色々な問題が増えている現状がある。

- ・養育費については、取得割合を上げるためにどのような努力をされているか。養育費をもらいたくとももらえない色々な事情がある。国においても共同親権の話が進んでいるが、方向性をしっかりと決めてもらわないと。決まっていない部分は家庭裁判所でということでは安心できない。
- ・ひとり親家庭への支援においては、子どもに対する支援も充実させる必要があることから学習支援等を行ってきたところ。

(事務局)

- ・共同親権について、国の動向を見据えて、検討していきたい。

(委員)

- ・ヤングケアラーへの効果的な支援について、親にヤングケアラーという言葉を教えたくない子どももいる。
- ・質問であるが、本プランと女性支援法はどのように重なってくか。

(事務局)

- ・女性支援法については、参考資料3にあるように、あくまで対象は女性。ひとり親家庭には父子家庭も含む。県で策定した困難女性に係る基本計画も年齢を問わず女性を対象としている。一方、本プランについては、男性含む子どもや若者が対象である。

(委員)

- ・子どもの居場所がないということが実情としてあり、地域における居場所が必要。子どもを中心に置くのであれば子どもの居場所づくりにより注力していただけたら。関東では児童館が沢山ある。子どもが地域と繋がってのびのびできる居場所が必要。子ども含め誰でも安心していられる場所をつくっていただきたい。どういうふうな政策としてあげていくか、子どもの生活を豊かにする視点で考えていただきたい。

(委員)

- ・施策としては10年間あまり変わっていない。効果が表れているようには見えない。施策があっても認知度が低かったり地域差があったりという状況。
- ・子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援、共通している部分ある。世帯収入を上げることが重要。そのためには、いかに就労収入を上げられるか、いかに養育費を取得できるか。
- ・現行のプランの「周知を図る」では効果は出ていない。養育費の立て替えを行う自治体もある。どうすれば効果が出るか、そういった視点でプランを作っていかなければならない。
- ・県として、どのような施策ができるのか。予算措置がなければ施策も進まない。「子ども・子ども・子ども」とあるが優先的に予算を講じるよう取り組んでいただき、子どもに関連する教育、医療福祉、居場所作り等の充実を期待する。

- ・9頁について、給付型奨学金も始まっている。貧困の連鎖を断ち切る上で大切な施策なので追記いただきたい。

(委員)

- ・コミュニティスクール、スクールカウンセラーについて、出ている数字と実情が乖離している部分はある。県に限らず市においてもスクールカウンセラーへ期待をされるが、人員不足、働き方改革等もあり、子どもが相談したいときにすぐに相談できない現状がある。
- ・地域の力を活かすためには行政に根っここの部分を作ってもらいたい。予算だけでなく人員配置の部分は特に。

(委員)

- ・指標の中に主観的なもの、例えば幸福度、幸福感等があっても良いかと。
- ・それぞれの取組、それぞれが一生懸命やられているが、繋がっていない印象を受ける。

(委員)

- ・ひとり親、色々な偏見や差別を経験されている。そういったことに対する施策がない。ひとり親の人権を尊重する視点が必要。新しい報告書では、ひとり親家庭がより安心して暮らせるよう、福祉分野だけで完結するのではなく、人権保障の視点も盛り込んでいただきたい。国際社会においてもエンパワメントについて言及されている。

(事務局)

- ・様々な切り口から議論いただき、色々と気づくことがあった。ハラスメントの予防、エンパワメントの視点等、この5年間の中での一つの動きかと思う。そこをプランとどう馴染ませていくかが重要と感じた。
- ・幸福度という指標、すぐには確認できないのが現状。県民向けの調査等も通ずるものがあり、検討していきたい。

(委員)

- ・全国においては母子福祉団体がいないところもある中、本県では団体を通じて各種支援を行ってきたところ。地域に母子福祉団体があるかどうかという問題もある。もちろん、家庭において問題が起きた時、外部に訴えることのできる母子もいればそうでない母子もいるが。
- ・幸福度という指標について、現状を見ているとなかなか難しい観点であると思う。生きていくのが精一杯なひとり親家庭は多い。経済的困窮だけでなく発達障害等の生きづらさを抱えるひとり親も増えてきている。
- ・子どもの学力、重要な問題であると認識している。特に本県の学力は非常に低い。

(委員)

- ・ひとり親家庭の親は、一人で仕事とケアを担われている。ケアを行う中で、仕事を犠牲にする等し、正社員になりたくてもなれない状況の方もいる。それが貧困にも繋がる。行政機関における相談員等も非正規雇用であったりする。正規雇用として県が雇っていくということも大事かと。
- ・また、就労を経て自立支援ということも大事だが、就労だけでなく長期にわたる伴走支援が重要。各種サービスの利用しやすさというのはとても重要。実際に、離婚した時、各種サービスが使いにくいことを感じた。すぐに使いたいとき、緊急時に使えないサービスがほとんど。他府県にあるショートステイを研究した。そこでは電話をしたら必ず受けてくれる。事情はどうであれ、受けてくださる。まずは状況等を聞いて面接して、というところが多い。あまり待つこともできない中で、申請者に罪悪感を抱かせてしまう制度設計が多い。サービスの利用しやすさの見直しは非常に重要。

(委員)

- ・社会システムとしてどう絡んでいくか、考えていく必要がある。

(委員)

- ・この5年間の間にすごく色々なことがあった。就労が難しい方、どんどん増えてきている。また、就労が難しい要因も多様化しているのでニーズを捉えてニーズに合った施策を行うことが求められる。
- ・また、各種支援を行う色々な機関がある。行政だけではなく関係機関とどう連携していくのかを考えていく必要がある。

(委員)

- ・連携の重要性、指摘いただいた。連携の具体的な在り方は何かあるか。

(委員)

- ・連携するには、どういう機関があるのか、まずは担当者が知らないといけない。良い制度があっても担当者が知らないと進んでいかない。色々な方の意見を聴くことで、ニーズに合った施策を連携した形で提供できる。

(委員)

- ・部会に限らず子ども若者審議会全体に関わること。繋がってこない、知らないというところがあったいな。システム化していくことが大切。新しいことをするよりは繋いでいく、繋がっていく視点を。すまいるあくしょん等プラットフォームとして重要な位置づけがあるので活用されたい。

(委員)

- ・施策の方向性を検討する中で、利用が少ない・利用しづらい＝ニーズがないではなく、使いやすい施策へとなるよう、積極的に検証、転換する発想を。
- ・経済的支援の中で住宅支援は不可欠ではないか。県内の民間住宅の家賃上がってきている。ひとり親世帯が安心して住めるような家賃補助、いれていただきたい。
- ・今後、サービスのオンライン化について、例えば、相談支援を対面ではなく、オンラインで24時間相談対応できる等、考えていく必要があるのではないかと。

(委員)

- ・この場で言い残したことは、今後のとりまとめの中で事務局へ言っていただきたい。

(事務局)

- ・第2回、第3回に向けて今日いただいた意見については関係課にも共有していき、完成度を高めていきたい。

以上